

小学校給食費の徴収方法の変更について（諮問）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 10 月 22 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市学校給食運営審議会条例施行規則第 2 条第 2 号の規定による。

諮問文案

立教給第 号
令和2年10月30日

立川市学校給食運営審議会会長
石田 裕美 殿

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

1 諮問

小学校給食費の徴収方法の変更について

2 趣旨

令和2年度の小学校給食費の徴収につきましては、従前どおり月額徴収の方法により実施する予定でした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る臨時休業措置により、4月から給食提供が停止となり、給食提供開始が6月15日となったため、6月以降の給食費を月額徴収した場合には一食単価を確保できないことが判明しました。

給食費の徴収方法の変更は、事前に当審議会に諮り答申をいただいた上で決定することが望ましいと考えていますが、新型コロナウイルスの感染状況により当審議会を開催することができなかつたため、緊急避難的に当面の措置として日割り（一食単価）による徴収を現在行っています。

日割り徴収については、月毎に給食費が変動することとなりますが、喫食数に応じた給食費の徴収が可能で、月額徴収に比べ公平・公正な給食費の取り扱いが行えるようになります。

つきましては、小学校給食費の徴収について、日割り徴収への制度変更についてご審議いただきたく諮問いたします。